平成２１年（フ）第４８３号
鹿児島県鹿児島市上福元町3247番地１コーポラス桑畑201号
債務者　宮内　靖弘
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７００号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目30番１―48号市住1048号
債務者　新名　寛美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７６９号
鹿児島県鹿児島市田上台２丁目44番20号玉利アパート101号
債務者　山﨑健太郎
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７７６号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目15番68号
債務者　尾辻　敬二
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８０５号
鹿児島県鹿児島市吉野町5371番地１セジュール吉野Ａ棟202号
債務者　谷口　葉月
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第２０４号
鹿児島県姶良郡蒲生町久末606番地12
債務者　川野　　隆
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第９３号
鹿児島県肝属郡錦江町城元１番地６
債務者　大坪由佳里（旧姓相合）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１９４号
鹿児島県鹿屋市花里町7528番地
債務者　濵田　光江
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第６６号
沖縄県国頭郡本部町字谷茶445番地２　クリーンハイツ302
債務者　満名　徳正
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第７０号
沖縄県国頭郡国頭村字奥233番地
債務者　平良イツ子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで　那覇地方裁判所名護支部

平成２１年（フ）第４３４号
秋田市土崎港中央６丁目10番36号
債務者　佐藤　　聡
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４４１号
秋田市寺内油田２丁目４番20号　リビン寺内207
債務者　小林　晴美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４４６号
秋田市仁井田本町４丁目５番28号
債務者　岡田　克弘
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６０号
秋田市新屋松美ガ丘東町２番34号
債務者　佐藤　宮子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４３９号
長野市川中島町今井1779番地１ベルメゾンプランタンＳ202、前住所栃木県宇都宮市睦町３番６号　県営睦住宅６号棟23号室
債務者　福田　幹仁
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４４号
長野市大字穂保157番地１
債務者　**𠮷**屋　由美（旧姓山浦）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２６号
長野県松本市寿北７丁目12番４号　アーバン赤坂２―M
債務者　小林貴美江
1　決定年月日時　平成21年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第３３３号
長野県松本市野溝西２丁目６番29号
債務者　松尾　昌明
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　長野地方裁判所松本支部